

平成29年度富士見市介護保険事業推進委員会 第3回会議（議事録要旨）

開催日時 平成29年10月26日（木）13時30分～15時00分  
開催場所 富士見市役所1階 全員協議会室  
出席委員 渋谷義衛 稲葉一洋 日鼻靖 大渡廣信 武長正洋 前田秀子 八木下朗  
本橋英二 野木桂子 遠藤義輝 氣賀澤克己 臼井英子 吉田幸治  
事務局職員 健康福祉部長 久米原 副部長 大森  
高齢者福祉課長 宮嶋 副課長 寶田 長谷部  
係長 内田 担当 飯塚 神谷  
健康増進センター所長 望月 係長 平

1 開会

- ・委員長より開会のあいさつ

2 議事

(1) 認知症初期集中支援チームの活動状況について

- ・資料1に沿って事務局から説明。

<質 疑> なし

上記について承認

(2) 指定介護予防支援業務委託の承認について

- ・資料2に沿って事務局から説明。

<質 疑> なし

上記について承認

(3) 第7期富士見市高齢者保健福祉計画（素案）について

- ・資料に沿って事務局から説明。

<質 疑>

委員：第1章の計画の進行管理について、第6期計画においては富士見市介護保険事業推進委員会の定期開催による進捗状況の評価・点検のみが記載されていたが、本計画では新たに3項目加えてPDCAサイクルが機能するように強化している。これは、第6期計画期間中には実施していなかったことを新たに実施するのか、それとも既に実施していることを明確に記載することで更なる推進を図るものなのか伺いたい。

事務局：これまでも計画策定に向けての実態調査においてアンケートなどは実施しており、本計画においてはこれらについて改めてしっかりと規定したものである。国の指針にも示されているとおり、PDCAサイクルについて強化する必要があることから、第7期計画に明確に位置付けることで進行管理と評価を行っていきたいと考えている。

委員：実態調査の自由記載欄をみると、施設入所についてのイメージは、待機者数も多く、入所まで長い期間待つものだと感じているようである。現在では、昔ほど入所は難しいものではなく、施設によってはスムーズに入所できるところもある。情報収集の機会を大切にし、正確な情報を伝えられるようにしてもらいたい。

委員：特養のユニット型についてはそれほど入所を待つ状況ではないようである。

事務局：施設から、特養のユニット型の入所について、待機者に声をかけてもすぐに入所につながらない、という意見を聞いたことはある。多床室と比べ費用が高額となるため、本人の経済的な状況から入所希望先を選択していることが要因の一つとしてあると考えている。

委員：第2章の図表2-33について、地域密着型サービスが急増している理由は何か。

事務局：平成28年度から、今まで居宅サービスとして位置付けられていた定員18名以下の通所介護が、地域密着型サービスとなったことが理由である。

委員：第2章では実態調査の結果を掲載しているが、4つ実施した調査のうち介護保険事業所調査と介護支援専門員調査の結果が掲載されていないのは理由があるのか。

事務局：本計画においては第3章以降が内容として最も重要となる部分であることから、ご指摘の二つの調査結果については割愛したため、詳細は富士見市高齢者実態調査報告書を参照願いたい。

委員：実態調査結果として掲載されている「施設等への入所・入居の検討の有無」については、第6期計画策定時と、調査対象とした者が変わっている。数値の変動を把握するためにも、調査内容と対象者については、極力変更せずに継続した方が良い。

事務局：了解した。

委員：第3章の計画の基本理念として定めている文言と、計画の体系として掲載されている図において、一部異なった表現がなされている。重要なポイントであるため統一するべきではないか。

事務局：表現については再度検討して整合性をとるようにする。

委員：第4章基本方針1の「ふじみパワーアップ体操クラブ」について、平成30年度から1クラブずつ増やすことを目標値としているが、現在、非常に活性化しているものであるため、もう少し高い目標値としてもよいのではないか。

事務局：第6期計画策定時の値であった中期的な目標値に合わせて設定したものであるが、ご指摘のとおり実績値もこれまでの目標値を上回るものであるため、上方修正させていただく。

委員：第4章基本方針5の「介護給付費の適正化」については、第6期計画に比べ内容を充実した印象を受ける。介護給付費通知の発送についてはこれまで実施していなかったものか。

事務局：以前から実施しているものであるが、重要度の高い項目であるため、改めて実施の目的と併せて記載したものである。

委員：第4章の地域密着型サービスの記載内容で、地域密着型介護老人福祉施設の新たな整備については、平成37年度までにおよそ100床程度の整備を予定する、とある。具体的に何年度に何床という記載はできないのか。

事務局：施設サービスよりも在宅介護を重視する傾向もあり、先々のニーズをしっかりと見定めて判断していく必要があることから、第7期計画期間中の整備に限定しない表現とした。

委員：この辺りの表現については非常に難しい部分もあるが、平成37年度まで現在の状態で対応が可能なのかも疑問である。

事務局：施設整備については、1年2年程度の短期間で行えるものではなく、法人の財政的な面を考慮した上での補助金の活用や、本委員会における整備の必要性の判断など、実際の整備までには長期間必要となるもので

ある。今現在、第7期計画策定時においては、特別養護老人ホーム整備の希望の申し出はないことから、本計画における記載はこのような表現とせざるを得ないものと判断している。

なお、水子地区において有料老人ホームの建設が予定されており、保険料の上昇も見込まれることから、様々な状況の変化に合わせて、その都度施設整備の必要性を判断していきたいと考えている。

委員：在宅介護の方の中には要介護度が高く、施設入所の必要性が高いにもかかわらず、医療的ケアが必要であるため、施設側から入所を断られてしまうケースがある。定期巡回・随時対応型訪問介護看護をうまく活用していく必要もあるが、医療的ケアが必要な方が入所しやすい環境づくりも必要であると感じる。

委員：制度的な問題であるため、本委員会でこういった意見があったということをも市長に伝え、最終的には国へ伝わるように働きかけてもらいたい。

委員：全体を通して、低所得者層に対するケアが不足しているような印象を受ける。今後、必要に応じて施設を整備したとしても、費用が高額であるため入所できない者も出てくることが予想される。国の制度と絡む問題であるが、こういった課題にもしっかりと対応していってほしい。

事務局：措置入所の時代に遡るが、行政が入所の判断をしていくと、必然的に低所得者層の優先度が高くなってしまい、中間所得者層に対する介護の問題を解決できない、という課題があった。これを解決するために介護保険制度が設立されたという経緯がある。したがって、低所得者層に対するケアという意味では、介護保険制度設立の原点に立ち戻ることになるため、制度の議論とは別で考えていかなければならない。

委員：所得段階別介護保険料の図表について、第1段階の方の調整率が0.45となっている。低所得者軽減については今後も継続していくことが決定しているのか。

事務局：前回示したときには未定であったが、その後、継続が決定したためこのように記載している。

委員：基本理念、基本方針のところ、第6期計画においては地域包括ケアシステムの構築が重要視されてきた経緯があったが、その後、第7期計画において富士見市が具体的に何を指すのかが見えづらい印象を受ける。予定されている制度改正を踏まえて、どういう方向に向かって、何を実施していくかを明確に記載する必要がある。

事務局：今回、委員の皆様にお示しするまでに調整が間に合わなかった箇所が多かった。指摘のとおり、基本理念、基本方針の箇所が最も富士見市の特色を示すべきところであると認識している。関係各課との調整が済み次第、記載内容を改め、次回お示ししたい。

11月の中旬までには、本委員会では出された意見を反映したものを取りまとめ、パブリックコメントに提出する計画案を委員の皆様へ送付したいと考えている。

#### (4) その他

事務局：医療法人恵雄会の指定取消し処分について報告させていただきたい。同法人は川越市の処分を不服として係争中であったが、9月20日の判決により川越市の勝訴となり、処分は有効となった。富士見市においても、恵雄会が運営している施設等が存在するが、サービス類型が異なることから、事業の運営について影響はないものである。

<質 疑> なし

### 3 閉会

- ・副委員長より閉会のあいさつ